

## インターネットによる人権侵害

インターネットの利用者は、通信機器の急速な普及により年々増加しています。パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など、時と場所を選ばずインターネットに接続することができ、インターネットが私たちの日常生活をはじめ、学校・仕事などあらゆる場面で大きな存在となっています。



インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、間違った使い方や悪意をもって使うことで、社会的にも大きな影響を及ぼす場合があります。

たとえば、不特定多数の人々に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を悪用して、他人を誹謗中傷する書き込み、プライバシーの侵

害、差別を助長するような表現、個人情報の流出などが挙げられます。



こうしたインターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人ひとりが他人の人権を侵害しないよう、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるとともに、情報の収集、発信における責任を自覚し、情報モラルを身に付けることが必要ではないでしょうか。

### 人権週間(12月4日～10日)

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、県では12月4日から10日までを「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

## 平成31年度実施 税制改正 配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

### 税制改正のお知らせ

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みをつくるという観点から、配偶者控除および配偶者特別控除が見直され、平成31年度の市・県民税から適用されます。

#### 配偶者控除

給与所得者の合計所得金額に給与所得額が変わり、給与所得者の合計所得金額が1000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

#### 配偶者特別控除

控除額が改正された他、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました。(改正前・38万円超76万円未満)

また、控除額は配偶者および給与所得者の合計所得金額に応じてそれぞれ算出することになりました。(左表参照)

詳細は国税庁ホームページを確認してください。

国税庁 配偶者控除 検索

変更後の配偶者特別控除額(平成31年度から)

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円